

○令和元年度の事故報告

・令和元年5月27日

2歳児の食物アレルギー該当者。他児と離れた場所で個別食事等をしている。おやつ時に配布していない他児のヤクルトの空瓶が机上にあった。咳や発疹の急変に気づき労災病院へ搬送。 (当日のおやつ内容・・・牛乳、ヤクルト、アスパラ菓子 / 当該児・・・お茶、ラムネ菓子)

(対応)

- ・確実に目の届く保育士の立ち位置の再検討と他園児の往来の確実な遮断
- ・事故防止のための監視カメラ設置の検討(空白時間の洗い直しに活用)

○苦情・相談

1 保育中に、泣き止まない0才児の弟の世話を年長の姉にさせていたこと

(令和元年5月)

(概要)

家でも弟の世話をしているのに保育所でもお姉ちゃんだからと弟の世話をさせられる(姉の発言)ことに負担を感じている。保育所で兄弟姉妹が世話をする必然性はあるのか、長女を精神的に追い詰めていないか。

(対応)

- ・保育士の役割と職務内容を総点検、基本に立ち返った本来の保育を実践する。
- ・カリキュラムに伴う異年齢児交流以外の個別行動は許可していない事の徹底。
- ・保育中は、安心と安全を園児全員に分け隔てなく保育を提供する。

2 園児送迎時の保育士の発言

(令和元年9月)

(概要)

土曜保育利用時に、早朝番の保育士から、他の保護者がいるにもかかわらず「水いぼを取ってきたん?」と言われたこと、また、トイレに連れて行かれお尻を確認されていた。感染症なのに人前での発言は不適切だ、また、お尻の確認はセクハラ行為だ。

(対応)

- ・保育所では、感染症については特に留意し園全体で情報共有し、日々の保育の中で活かしている。担任以外でも確認はする。
- ・プライバシーに配慮した発言をする

3 給食費の減額について

(令和元年10月)

(概要)

10月から幼児の給食費が実費に伴い、土曜日を利用しない人を対象に保育所独自の減額制度(1,000円/月)がある。月単位のため、1回でも利用すると減額措置が受けられない。利用実態に即した減額制度にしてほしい。

(対応)

- ・当園の給食は、管理栄養士が作成したメニューに基づき、日々の必要な食品や量が確実に確保できるよう月単位での事前発注としている。急な変更に応えられないので月ごとの定額制としている。土曜日の利用については、月単位の事前申告制とし減額制度を適用している。